

---

**■ 心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで！**

---

大分県消費生活センターにも、架空請求に関する相談が多数寄せられています。全国的にみると、2016年度は約8万件でしたが、2017年度は約18万件と2倍以上に急増しています。特に、50歳以上の女性からの相談が増えています。

【事例1】スマートフォンに「未納料金があり、連絡しないと裁判を起こす」とのSMS（ショートメッセージサービス）が届き、プリペイドカードによる支払いを要求された。

【事例2】実在の事業者をかたるSMSが届き、未納料金を一旦支払えば返金されると言われプリペイドカードで支払ってしまった。

【事例3】「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが届き、相手から言われた支払番号で取り下げ料を支払った。

【事例4】実在の事業者をかたる電話で未納料金を請求され、裁判所から訴状が届くと言われた。

---

**■ 身に覚えがなければ、決して支払わず、自分から絶対に連絡しないこと**

---

連絡をしないと法的措置をとると不安にさせるもの、弁護士を名乗る者が登場する劇場型、大手通販サイト等の実在の事業者をかたって誤認させるもの…様々な方法でお金を支払わせようとしています。

○いろいろな名目でお金を請求されても、身に覚えがなければ決して支払わず、これ以上自分から絶対に連絡せず、相手からの連絡は無視してください。自分の個人情報を知らせないようにしましょう。

○コンビニやATMに行くよう指示されても、決して応じないようにしましょう。

---

**■ 脅迫する不審な電話も**

---

最近では「荷物を送る。20万円を用意しろ。用意しないと殺す。」等と脅迫する不審な電話のあとに、警察官を名乗り「不審な電話はなかったか。」「あなたの個人情報が漏れている。」などの電話がかかる事案も発生しているようです。

お金やキャッシュカードをだまし取られるおそれがあります。

不安に思ったり、万が一トラブルにあった場合には、すぐに消費生活センターや警察へ相談しましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

---

#### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---